

令和3年5月12日

就学援助制度申請中の保護者の皆様

大阪市立大淀小学校
校長 高橋 純一

5月以降の児童費の徴収について

日頃は、本校教育活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、昨年度に引き続き今年度も、就学援助を申請中（生活保護家庭を除く）のご家庭につきましては、教育委員会の方針により児童費の5月以降の徴収について猶予することとなりました。

設定の都合上、毎月12日までに申請書をお預かりしたご家庭について、翌月からの児童費の徴収を猶予いたします。（PTA会費・積立金につきましては4月にお配りしている予定表のとおり徴収をおこないます）

認否結果の通知後（8月末頃）に否認定になったご家庭につきましては、それまで猶予していた期間分の徴収を9月以降に繰り越しておこないますのでご了承ください。

なお、就学援助制度を申請していないご家庭へも、参考のためにお知らせしています。